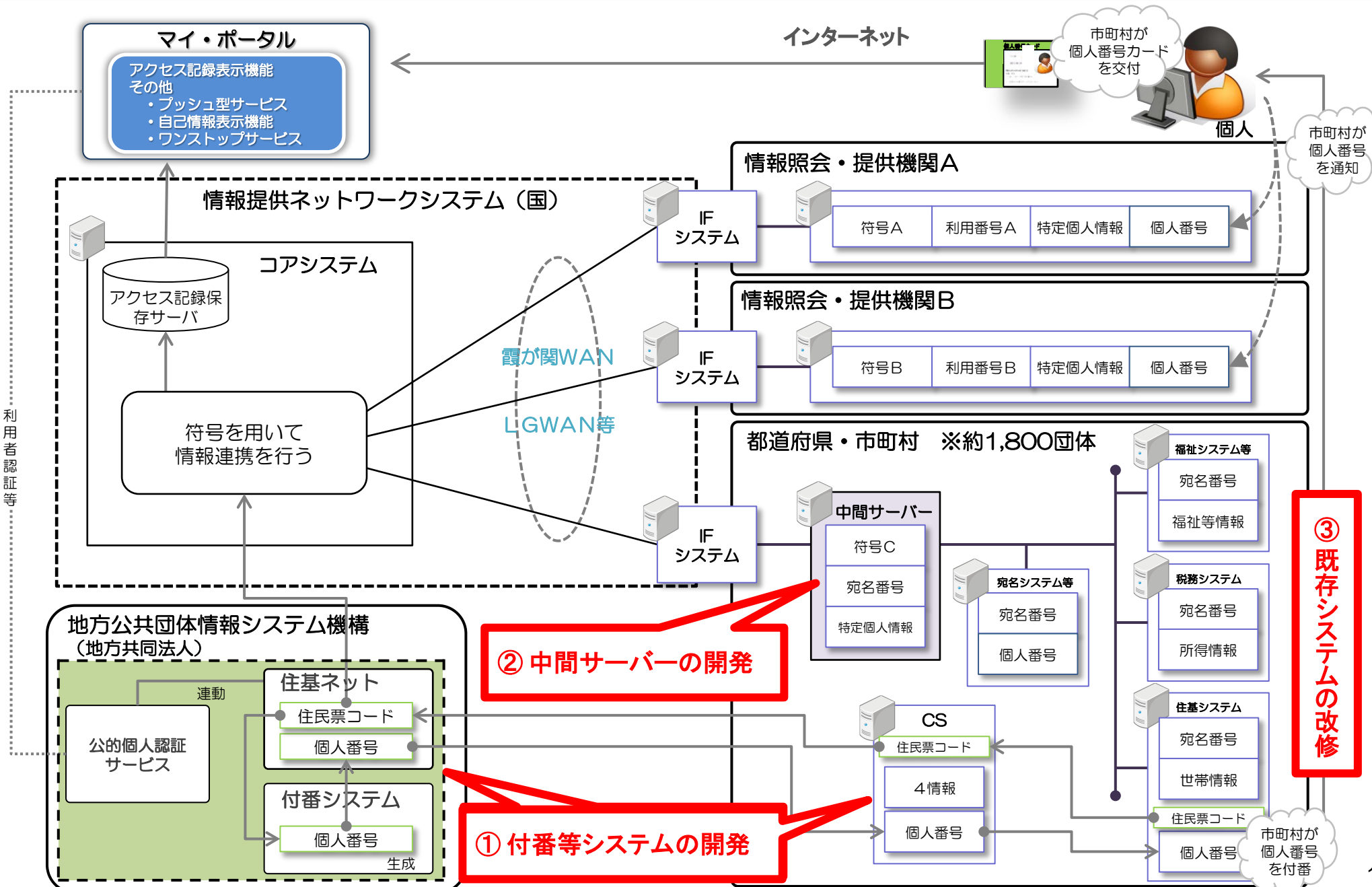
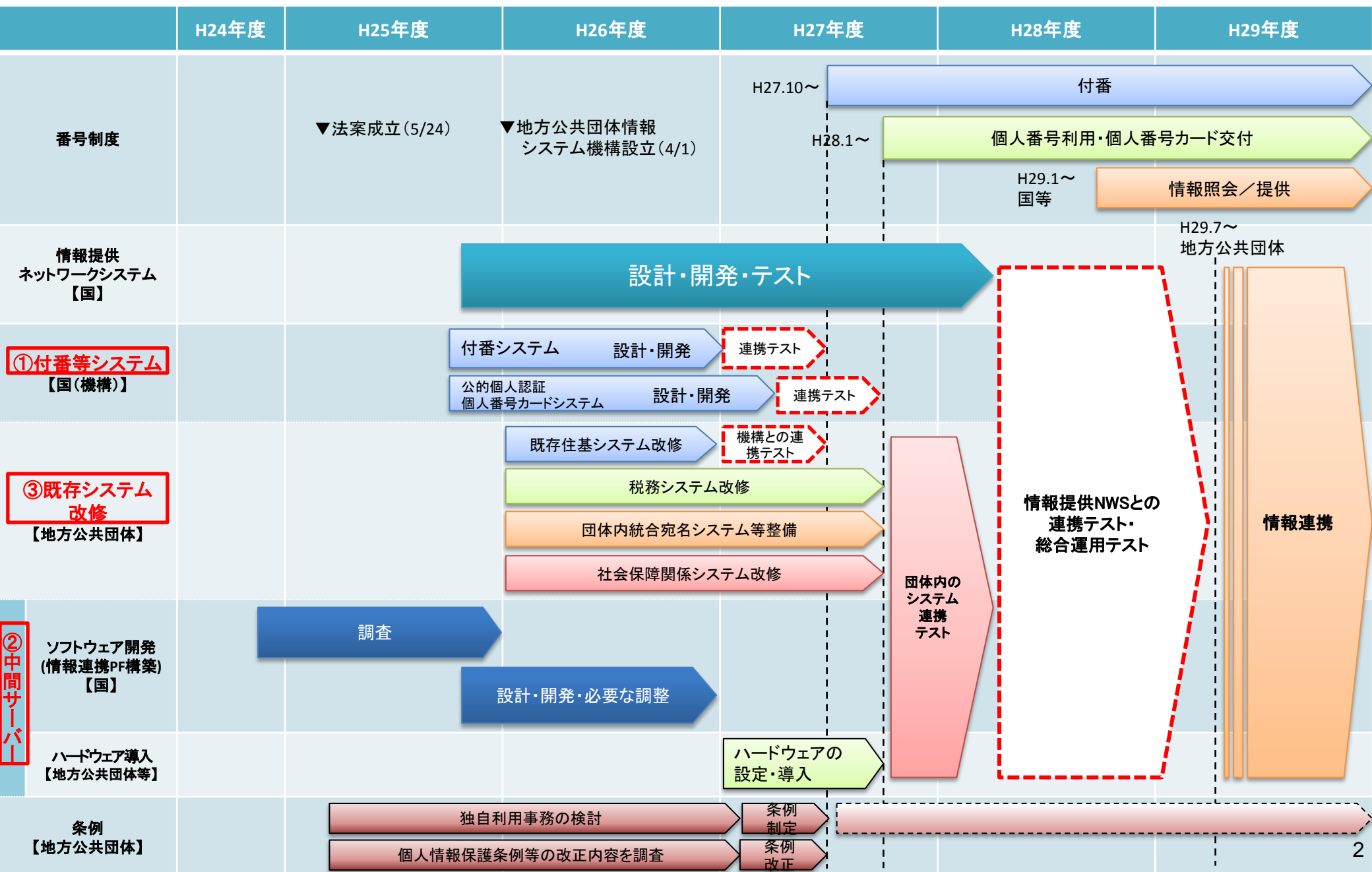


# 社会保障・税番号制度導入 に向けた準備について

# 個人番号制度に係るシステム整備について(全体像)



# 社会保障・税番号制度導入に向けたスケジュール



# ① 個人番号付番等システムの設計・開発の概要

## 個人番号付番等システムの保有する機能

個人番号付番等システムは、番号制度の基盤として、個人番号の生成・配布に係る業務、情報提供ネットワークシステムとの連携に係る業務、電子証明書（公的個人認証）に係る業務、個人番号カードに係る業務を行うためのシステムであり、これを実現するために必要な機能等は以下のとおり。

| 機能名                | 概要   |
|--------------------|--|
| 個人番号生成機能           | <ul style="list-style-type: none"><li>住民票コードを基に個人番号を生成し、住民票コードと個人番号を管理する。</li><li>出生等により新たに個人番号を指定する場合は、その都度、市町村は機構に問い合わせ、個人番号を生成する。（コール&amp;レスポンス）</li></ul>  |
| 本人確認情報管理機能         | <ul style="list-style-type: none"><li>本人確認情報に個人番号を追加し、保有・管理する。</li></ul>   |
| 情報提供ネットワークシステム連携機能 | <ul style="list-style-type: none"><li>情報連携に必要な符号を払い出すために、国の行政機関等及びマイ・ポータルから求められた者に対応する住民票コードを情報提供ネットワークシステムへ送信する。</li></ul>  |
| 電子証明書管理機能          | <ul style="list-style-type: none"><li>マイ・ポータルのログイン等に利用する利用者証明用電子証明書及び電子申請時の署名等に利用する署名用電子証明書の発行、失効、一時保留等を管理する。</li></ul>  |
| 個人番号カード発行・管理機能     | <ul style="list-style-type: none"><li>個人番号カード交付申請書から、個人番号カードの発行に必要なデータの作成や個人番号カードの発行、個人番号カードの発行状況を管理する。</li><li>盗難、紛失時等に利用者からの一時停止申請の受付等を行い、個人番号カード及び電子証明書を一時的に利用停止する。</li><li>通知カード／個人番号カード交付申請書を住民に送付するため、市町村から受信した宛名情報より印刷用データを作成し、印刷業者へ通知する。</li></ul> |

## ②-1 地方公共団体における番号制度に係る中間サーバーの整備ポイント

### 必要性

セキュリティ、コストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムを接続する方法として、情報連携対象の個人情報データの副本を保存・管理する「中間サーバー」を置くことが適当

#### ○セキュリティ

副本を中間サーバーに保存することで、障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断

#### ○コスト

既存業務システムの改修を最小限に抑えるとともに、中間サーバーの稼働により情報連携に対応  
(既存業務システムの稼働コストの最小限化)

### 基本的な考え方

#### ○保有すべき情報

- ・ 符号とともに、所得情報、世帯情報、各福祉分野情報(別表第二規定)、更新日時等を保有・管理
- ・ セキュリティの観点から、個人番号、基本4情報は保有せず、団体内統合宛名番号の保有により本人を特定することが適当

#### ○セキュリティ確保方策

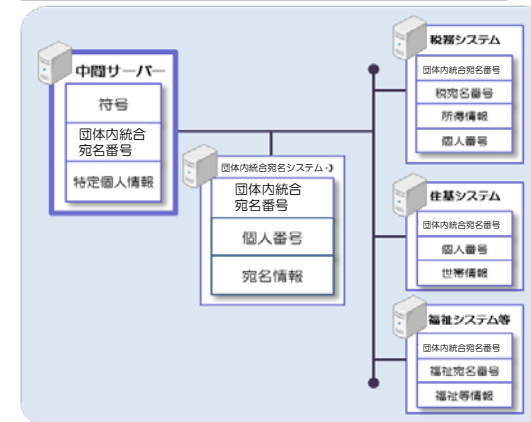
- ・ 職員認証と適切な権限管理、ネットワーク設定の適切な実施、サーバーの通信状況の監視、ウイルス対策 等
- ・ 未知のマルウェアなど新たな脅威にも対応した対策が必要

#### ○必要とされる機能

- ・ 情報照会・提供機能、符号管理機能、既存システム接続機能、インターフェイスシステム接続機能、情報提供等記録管理機能 等

### 中間サーバーが保有すべき情報

○個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



中間サーバーが保有する情報(モデルケース)

## ②-2 番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

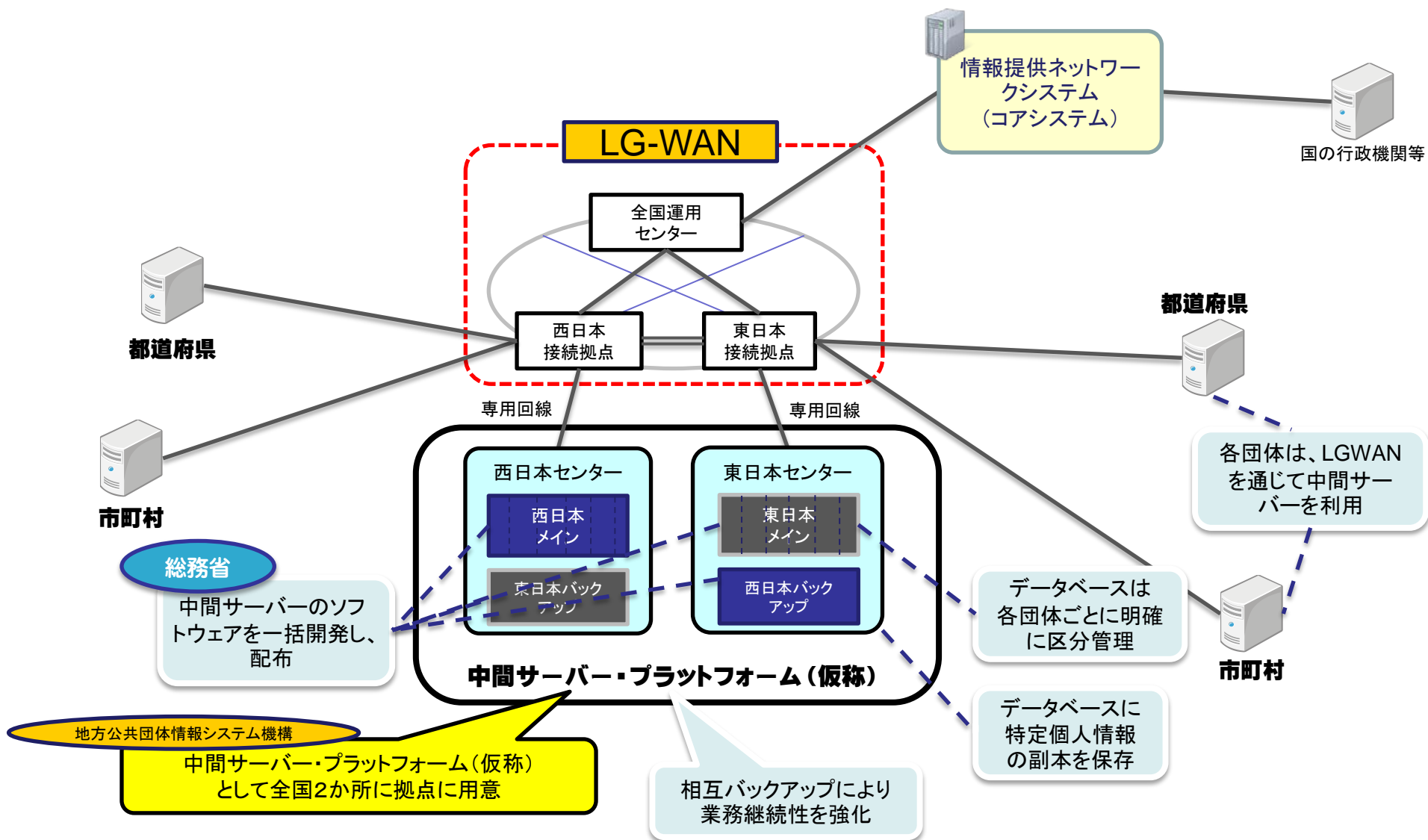
### ①ソフトウェア：国による一括開発

- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

### ②ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）
  - ⇒ LGWAN-ASPの活用
  - ⇒ 地方公共団体情報システム機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
    - (a) イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b) セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの

## ②-3 地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



### ③ 番号制度に係る地方公共団体の既存システムの改修について

- 地方公共団体における番号制度の導入に必要な既存システムの改修等について、以下のような対応が見込まれるところ。

#### 既存住基システムの改修

【対応年度:26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応については26年度中に終わることが必要（テスト等の一部作業は、27年度対応）。このため、全ての市区町村において、26年度に改修作業にとりかかることが必要。

#### 既存税務システムの改修

【対応年度:26年度予算～】

28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

改修負荷が高いことが見込まれる団体（大規模団体等を想定）においては26年度から、改修負荷が低いことが見込まれる団体（パッケージソフトウェアをノンカスタマイズで導入している団体や、小規模団体等を想定）においては27年度からの対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状態等を踏まえ、各団体ごとに早期の検討が必要。

#### 団体内統合宛名システム等の整備

【対応年度:26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応、28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

中間サーバーの整備と併せ、情報連携等を行うため、各団体において団体内統合宛名システム等を整備することとし、対応時期については、各団体のシステムの状態等を踏まえ、早期の検討が必要。

#### 社会保障関係システムの改修

【厚生労働省が対応】



# 番号制度の導入と自治体クラウドの関係

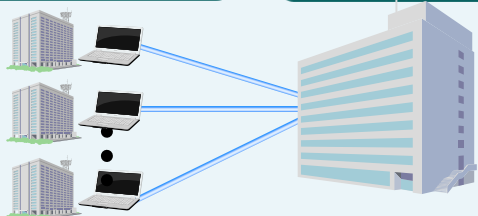
- 番号制度導入は、自治体クラウドを導入する絶好の機会である。
- 自治体クラウド導入は、番号制度の導入に伴うシステムの整備及び運用の効率化に繋がる。

## 自治体クラウド導入

- 複数の地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア等を外部のデータセンターで保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み

### 参加団体

### データセンター



### 導入効果

- ・徹底したコストカットと効率的な行政運営の実現
- ・災害やセキュリティに強い行政基盤の構築 等

## 番号制度導入

- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み  
…等



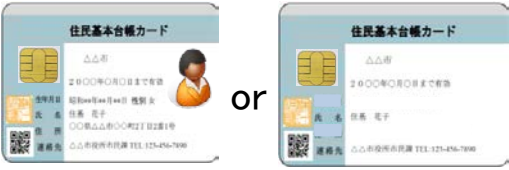
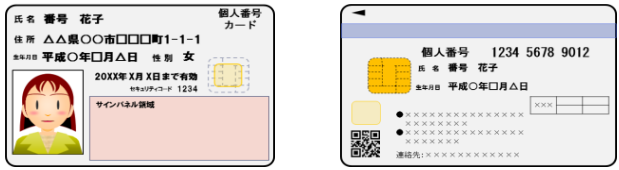
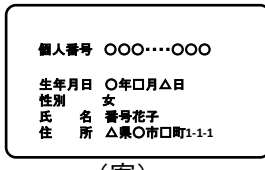
### 導入効果

- ・事務手続きの簡素化、負担軽減
- ・よりきめ細やかな社会保障給付の実現 等

相乗効果

効率的な電子行政の実現

# 個人番号カード、通知カードについて

|                | 住民基本台帳カード  | 個人番号カード   | 通知カード   |
|----------------|--|---|---|
| <b>1 様式</b>    |  <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民票コードの券面記載なし</li> <li>○顔写真は選択制</li> </ul> |  <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討)</li> <li>○顔写真を券面に記載</li> </ul>        |  <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号を券面に記載</li> <li>○顔写真なし</li> </ul> |
| <b>2 作成・交付</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○即日交付又は窓口に2回来庁</li> <li>○人口3万人未満は委託可能</li> <li>○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合)</li> <li>○交付事務は自治事務</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村窓口へ1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定</li> <li>○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</li> <li>○手数料:今後検討</li> <li>○交付事務は法定受託事務</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</li> <li>○全市町村が共同で委託することを想定。民間事業者の活用も視野</li> <li>○手数料:なし</li> <li>○交付事務は法定受託事務</li> </ul>          |
| <b>3 利便性</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○身分証明書としての利用が中心</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○身分証明書としての利用</li> <li>○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</li> <li>○市町村、行政機関等による付加サービスの利用</li> <li>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能<br/>(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</li> </ul>               |



# 個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて

氏名 番号 花子 個人番号カード

住所 △△県〇〇市□□□町1-1-1

生年月日 平成〇年□月△日 性別 女

20XX年X月X日まで有効  
セキュリティコード 1234

サインパネル領域



## 公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号化できない性質をもつ。

## 署名用(既存)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う申請等に利用される。

### 署名用電子証明書

氏名

生年月日

性別

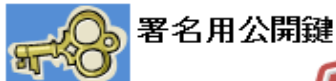
住所

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者



※基本4情報を記録

### 署名用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

## 利用者証明用(新規)

マイ・ポータルログイン等、認証手段として利用される。

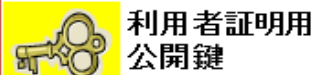
### 利用者証明用電子証明書

発行番号

発行年月日

有効期間

発行者

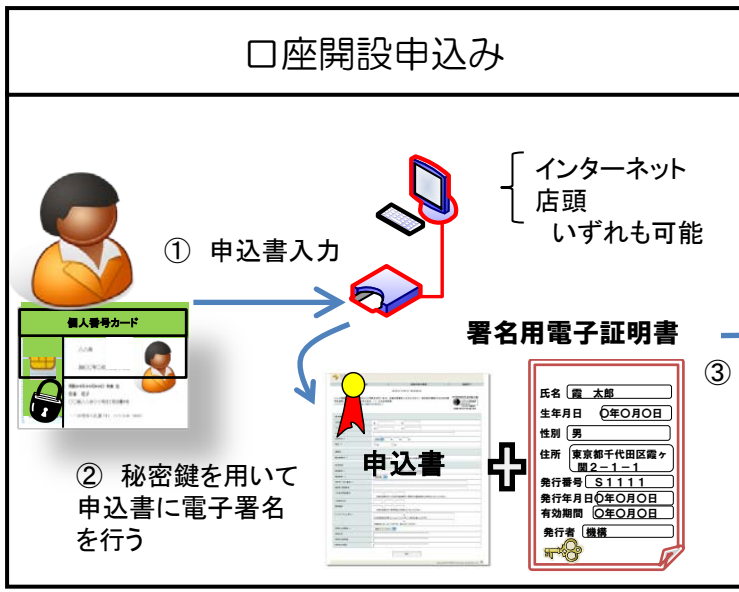


※基本4情報の記録なし

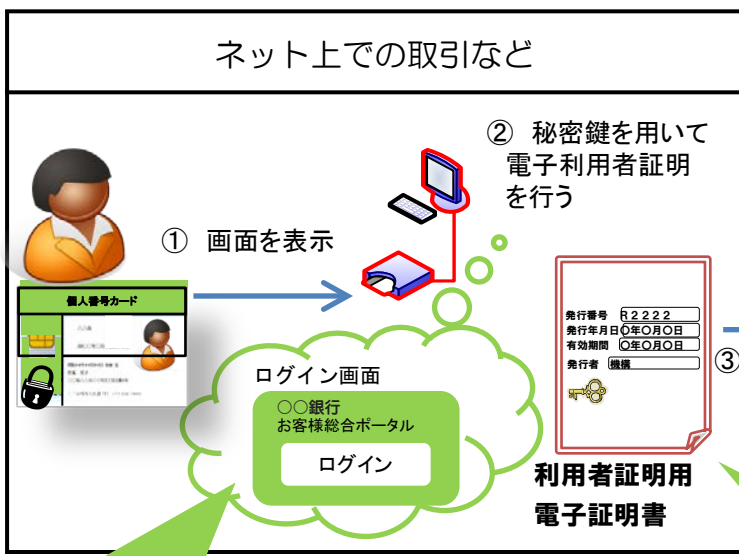
### 利用者証明用秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

# 新しい公的個人認証サービス(署名と利用者証明)活用フロー(イメージ)

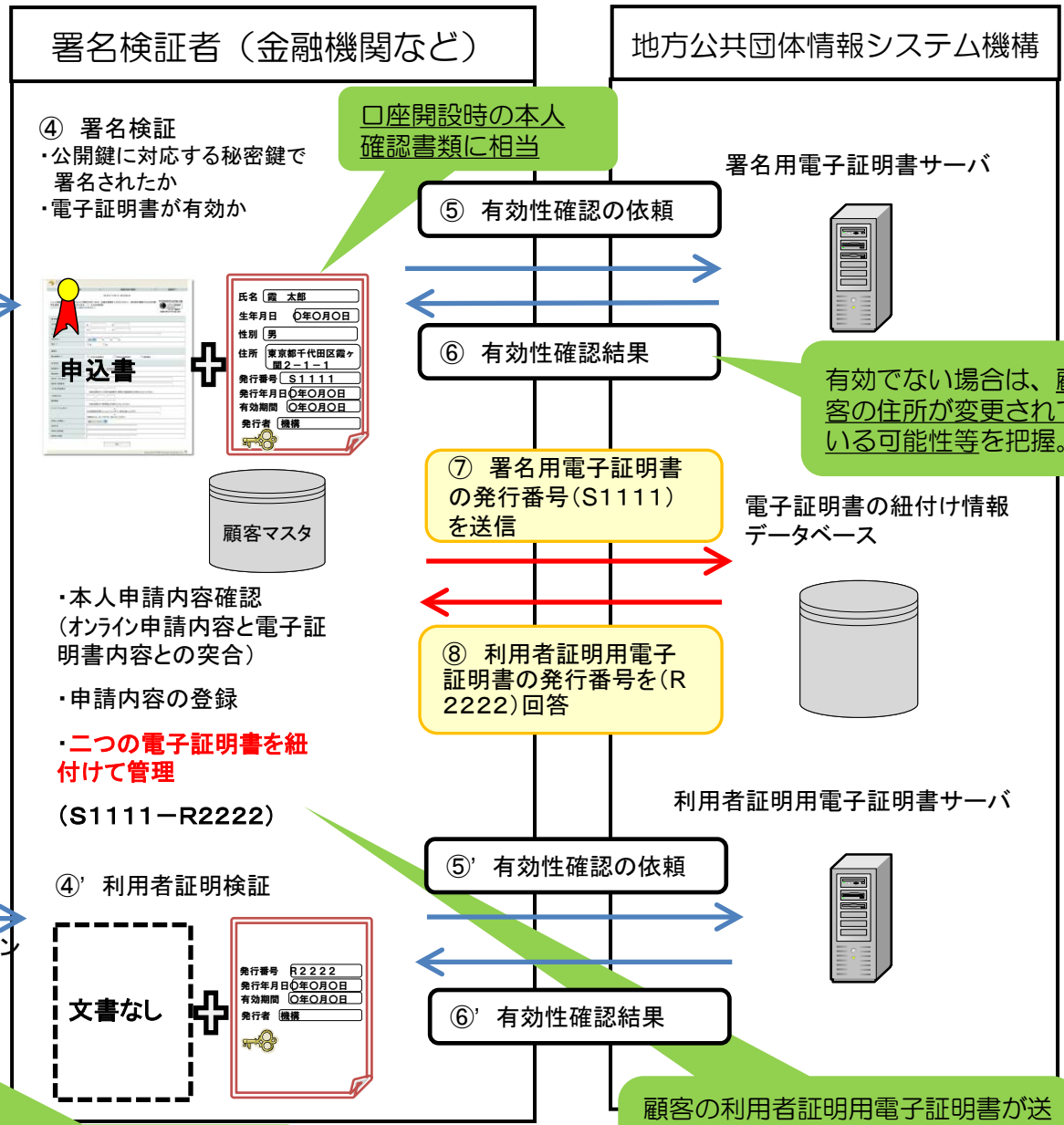


次回以降の手順



ID/パスワードを超えるセキュリティ水準を確保

基本4情報をネット上に流通させることなく安全にログインができる



口座開設時の本人確認書類に相当

有効でない場合は、顧客の住所が変更されている可能性等を把握。

顧客の利用者証明用電子証明書が送信された際に、発行番号を確認すれば、どこの誰からのアクセスなのか判明！！